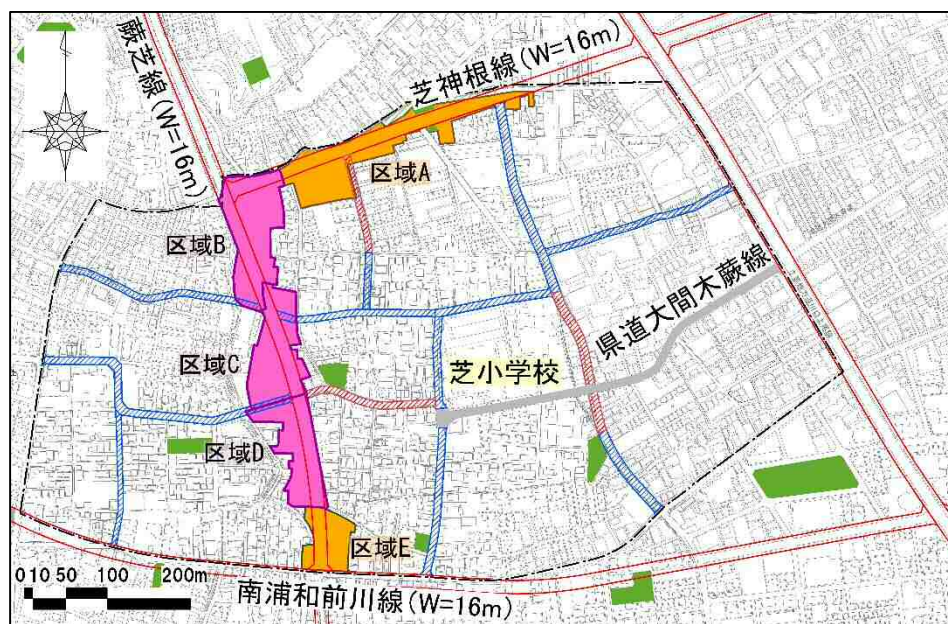


芝中央地区の進捗状況について

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る状況に好転の兆しが見えない中、対面でのまちづくり活動について実施が困難な状況が続いております。地域の皆様にはご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

芝中央地区全体の状況

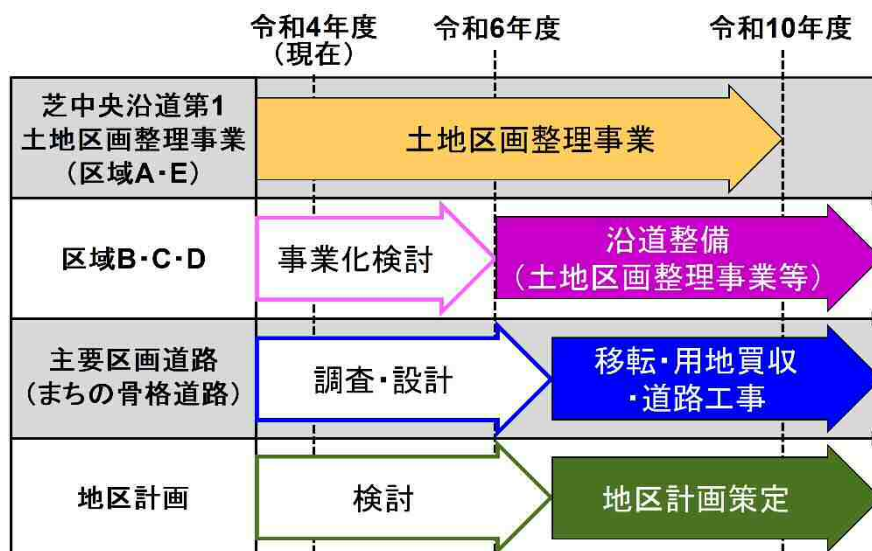
芝中央地区内で進行又は予定されている計画及び事業のうち、芝中央沿道第1土地区画整理事業（区域A・E）は、引き続き移転及び道路築造工事等を進めてまいります。区域B・C・Dは令和6年度の土地区画整理事業認可に向け、事業方針の検討や事業用地の確保を進めております。事業認可の目途が立ちましたら、主要区画道路（まちの骨格道路）の整備及び地区計画の策定に向けた手続きが本格化する見通しです。以下に地区整備箇所図及び概略スケジュールをお示しします。



(凡例)

	整備地区
	沿道第1地区
	区域B・C・D
	最優先整備道路
	優先整備道路
	既存公園
	都市計画道路

【左図】
地区整備箇所図
(予定含む)



【右図】

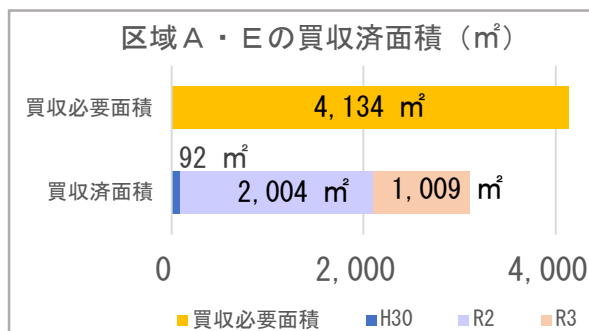
地区全体概略スケジュール
※今後の進捗により
変更となる可能性があります。

都市計画道路の整備について

施行中地区(芝中央沿道第1地区)について

令和4年3月時点で、減価買収（用地買収）済用地の面積は 3,105 m²となり、買収率は必要面積の 75.1%となりました。引き続き関係権利者の方と協議・調整を行い、買収を進めてまいります。

また8月には、事業期間の延伸および資金計画の見直し等を含めた事業計画変更の縦覧を行いました。引き続き変更認可に向けた手続きを進めてまいります。



事業化検討区域(区域 B・C・D)について

区域 B・C・D では、現在事業化に向けた検討を進めています。

また、令和4年度より、過去の意向調査において土地の売却を希望された方を含め、早期に売却を希望される方から、用地の買収を開始しますので、該当する方は下記連絡先までお問い合わせください。なお対象地の位置、利用状況等によっては、ご要望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。

主要区画道路の整備について

4-1 号線、8 号線及び 10-1 号線については、いずれも令和2年度までに用地測量が完了しております。区域 B・C・D の事業認可の目途が立ち次第、各路線の土地価格の評価、及び権利者の方との用地買収に向けた個別協議を始めさせていただく予定です。

各路線の今後の予定と整備の流れについて、以下のとおりご案内いたします。

4-1 号線

8.10-1 号線



用地測量後の、建物等移転補償の流れ

土地価格の評価

○買収する土地の価格を調査します。

土地建物の補償などの個別説明

○用地測量後に行います。

建物等の調査

○道路予定地に入る建物、門、塀、樹木等について、構造、数量などを調査します。

建物等の補償額の算定調査

○調査した建物などの移転費用、その他通常生ずる損失補償額を算定します。

契約のための協議

○土地の買収価格や建物の移転補償額について個別に協議します。

契約の締結

○土地建物所有者および関係人の方と、個別に契約を締結します。

支払い

○買収代金や補償金をお支払いします。

お問い合わせ

事務局：川口市 都市整備部 市街地整備室

TEL：048-264-5321（直通）

住所：〒333-0853 川口市芝園町 3-17 川口市立教育研究所芝園分室 3 階

ホームページ：【川口市役所ホームページトップページ右上の【組織から探す】→【都市整備部】

→【市街地整備室】→【芝中央（芝第2・第5地区）のまちづくり】にてご覧いただけます。

Eメール：市街地整備室のお問い合わせフォームよりメールを送信してください。

